

日弁連法務研究財団

認証評価検討委員会（第2回）議事録

2003年12月19日（金）午後2時～4時

## 日弁連法務研究財団：認証評価検討委員会（第2回）議事録

- 1 日 時 2003年12月19日（金）午後2時～4時
- 2 場 所 弁護士会館17階1702会議室
- 3 出席者  
理事長 新堂幸司  
委員長 柏木 昇  
副委員長 飯田 隆、京藤哲久  
委 員 浅古 弘、阿部一正、飯室勝彦、亀井尚也、川端和治、菊池武久、小山 稔、  
中川深雪、納谷廣美、長谷川裕子、日和佐信子、宮川光治、村瀬 均、吉松 悟  
米倉 明  
事務局長 由岐和広  
事務局 江森史麻子、桜嶋裕之、宮武洋吉、山本崇晶
- 4 議 題
  - 1 認証評価および評価基準の在り方と基本構想
  - 2 評価基準の具体的内容
  - 3 自己点検・自己評価報告書の在り方と基本構想
  - 4 法科大学院訪問調査（報告とお願い）
- 5 配付資料
  - 資料14 第1回認証評価検討委員会議事要旨
  - 資料15 評価基準（案）
  - 資料16 論点整理（案）（評価基準の具体的内容）
  - 資料17 法科大学院設置認可校訪問 ご協力をお願い
  - 資料18 認証評価検討委員会（第1回）議事録
  - 資料19 論点整理（案）（自己点検評価報告書の在り方と基本構想）
  - 資料20 評価基準（案）検討版 説明用資料
- 6 議 事

○柏木委員長 それでは、第2回認証評価検討委員会を開催致します。まず、事務局から配付資料の説明をしていただけますでしょうか。

○由岐事務局長 では、山本の方から説明させていただきます。

○山本事務局長 本日12月19日付の今回の資料として、資料14から資料20まで配付しております。資料14が前回第1回検討委員会の議事要旨です。資料15がきょうの検討の中心となります評価基準についてのたたき台案でございます。資料16は、評価基準の具体的内容を検討をする場合の論点を整理した1枚ものでございます。資料17は、現在各法科大学院に訪問調査と申しますか、インタビューに向かうところでございますが、そんな関係のご紹介と、大学の先生方にご協力お願い申し上げます。ここまでは事前に郵送してあります。資料18は、前回の検討委員会の議事録でございます。資料19は、二つ目のテーマでございます自己点検・自己評価報告書についての論点を整理したものでございます。最後、追加してお配りいたしました資料20は、評価基準のたたき台についての説明の資料でございます。

○柏木委員長 それでは、議事に入らせていただきます。前回は認証評価につきまして9項目ばかり議論をしたわけですが、議事に入る前に前回いらっしゃらなかった委員の方々の自己紹介を簡単にさせていただきますでしょうか。

○阿部委員 阿部でございます。新日本製鐵株式会社の知的財産部長をしております。

○亀井委員 兵庫県弁護士会の弁護士の亀井と申します。日弁連の方で法科大学院の問題にかかわり、また設置審にも関与していました。よろしくお願いいたします。

○柏木委員長 長谷川委員が到着されましたが、今、前回いらっしゃらなかった方の簡単な自己紹介をしていただいておりますので、長谷川委員、自己紹介を、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員 連合の雇用法制局長の長谷川です。よろしくお願いいたします。

○柏木委員長 ありがとうございます。

それでは、きょうの最初の議題は認証評価及び評価基準のあり方と基本構想です。これは前回やりましたけれども、前回は時間が足りなくてかなりはしょったところもありました。それで、前回まだ議論のし尽くしていない部分を、さらに議論を深めていただければと思います。特に前回おいでにならなかった委員の方々から、基本的な取り組みの考え方あるいは評価についての重点を置くべき事項、それから認証評価と司法試験の関係、評価基準はマストな事項に限るかベターな事項を加えるか。すなわち評価基準は最低限これを達成していなければ不適格の認定を下すというミニマムの事項だけを盛り込むか、あるいはあらまほしき基準としての事項を加えるかという点です。それから、評価結果は、適・不適のみとするか段階評価を行うか。その場合何段階がよいか。それから、評価結果はマストな事項が1項目でも不適であれば、全体が不適になるのか。それとも総合評価を別途行うのか。それから、部門別評価の併用の可否。それから、評価基準の大綱。それから、評価方法と評価体制の問題であります。

取り組みの基本的な考え方につきましては、これはお手元にお配りしてあると思いますけれども、前回お配りした資料8「黎明期にある法科大学院の認証評価」の中に記載されております。それから、評価において重点を置くべき事項、これもその中に記載されておるとは思いますけれども、二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢ということ。それから、認証評価と司法試験との関係はどう見るか。司法試験を通った人の数を評価の中に加えるかどうかというような問題。それから、評価基準はマストな事項に限るか、ベターな事項を加えるかという、この辺についてもう一度ご議論いただければと思います。特に前回いらっしゃらなかった委員の方々に何かご意見ございますでしょうか。

○阿部委員 どういう項目でどういうふうに言えばいいでしょうか、資料の内容ですが。

○柏木委員長 前回の資料が中心になるのですけれども、前回の資料について何かご意見があればということです。

○飯田副委員長 前回議論していただきましたことは、資料14で議事要旨ということでご配付申し上げております。これにつきまして前回ご出席いただけなかった先生方、もし何か追加的にご発言があればという趣旨だと思うのですが。

○柏木委員長 前回ご出席いただいた方でも、この資料14の議事要旨をごらんになって、さらに追加すべき点あるいは修正すべき点がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。特にございませんか。

○阿部委員 特につけ加えることがあるかどうかということですか。

○柏木委員長 はい。あるいはちょっとおかしいところがあるなど。

○亀井委員 特に何か意味のある意見があるということではないのですが、私も特に前回議論になっておりました七つのスキル、二つのマインドというフィロソフィーを述べたものとしては意義があるのだけれども、これが具体的な基準にどういうふうになるのだろうかという点については、基準との関係、そこを非常に突っ込んで議論をしていかないといけないのかなというふうに思っております。恐らく後で基準案についての議論がされると思うのですけれども、一つ一つの項目の中にもこの二つのマインドと七つのスキル、それだけで十分なのかという議論もございましたけれども、この精神をどういうふうに基準の中に生かしていくのか。そこから議論としてはいろいろな方向にいくのかなと、そういう感じがします。

○柏木委員長 これはきょうお配りした資料15の中で議論することになると思うのですけれども、きょうはそこまで具体的に議論がいくかどうかよくわかりません。もし議論がそこまでいかなければ、皆様に資料15を読んでいただいて、ご意見をEメールなりあるいはファクスなりでお寄せいただくということになるかと思えます。この資料15の評価基準(案)にその具体的な評価のやり方というのが書いてございまして、そこでこの二つのマインド、七つのスキルがどう反映されるか、そういうようなことが検討されるかと思えます。

○吉松委員 前回の議論の中身についての理解をお尋ねしたいのですが、全般的に聞いていましたところ、認証評価項目と、それから自己点検・自己評価項目とはおのずから一致するものあるいは同一というものが前提になっているのか。そもそもこれは別個に分けて考えるような話になっているのか。その辺がちょっと理解としてよくわからなかったのですけれども。

○飯田副委員長 それはまさに、きょうは資料 19「論点整理(案)(自己点検評価報告書の在り方と基本構想)」ということでご議論いただきたいと思っているのですが、基本的には評価項目と、それに対応した形で自己点検評価書はつくられていくのかなというふうに考えておりますけれども。

○吉松委員 イメージはとりあえずそういうイメージで。

○飯田副委員長 そうです。

○柏木委員長 ほかにご質問なりご意見なりございませんでしょうか。

それでは、先に進ませていただきまして、きょうは次の議題が評価基準の具体的内容ということになるわけですが、先ほどの資料 15 がかなり詳しいものになっておりますので、資料 15 よりも、先に本日お配りしました資料 20 に基づいて議論を進めたいと思います。

まず、資料 20 につきまして、事務局の方から簡単に内容をご説明いただけますでしょうか。

○山本事務局 資料 20 に基づいて説明させていただきます。

資料 20 は、資料 15、今回用意させていただきました評価基準(案)の位置づけと組み立て及びそれを検討する場合の問題点として認識をしておるものをご説明するための資料でございます。

資料 20 の 1 枚目をごらんいただきますと、「評価基準」設定の視点 「評価報告書」のイメージというタイトルでございますが、結局評価作業を行った評価報告書、これを法科大学院に提出することになるのですが、それがどういうものであるかということの観点から整理しました。二つに分かれます。大きく分けて一つ目は、いわゆる適格認定の部分でございまして、結論として適格か不適格かということを書く必要がございます。適格である場合に、適格だけれども、かくかくしかじかの留意点があるという指摘事項をつけるかどうか。今回設置審の方で認可するけれども、教員の年齢構成に偏りがあるとかそういう留意事項をつけたものがございまして、ああいうことをするのかどうか、これが一つでございます。仮に不適格という結論でありましたならば、その理由を明確に記載する必要がある。どの要件がどう充足されていないのかということは、きちんと説明する必要があると思います。

この場合の問題といえますか、検討すべき点といたしましては、一つは適格・不適格の判定基準がどうであるかというものがございます。具体的に申し上げますと、例えば教員の構成はこうでなくてはいけない、あるいは入学者のうち何割は社会人でなくてはいけないということがあったとして、その一点でも不十分であるならば、たちどころに法科大学院として不適格という結論になるような項目があるのかどうか。あるとしたら、その項目はどこなのか。「重要なマスト項目」というふうに名前をつけておきましたけれども、そういうものがあるかどうかということでございます。主

に設置基準の規定の事項が中心となると思いますが、その中でどの項目がそれに当たるのかあるいはどのレベルがそれに当たるのかが、ひとつきちんと検討する必要があるかと思えます。

また、それに加えて各認証評価団体で独自のものをつくるのかということもございます。例えば財団の評価基準では、法曹倫理というのを必修科目とするということを重要なマスト事項にする。もしそうでなければ、これは法科大学院として不適格である。例えばでございますけれども、そういう基準を設けるかということもございます。

それから、もう1種類、その1点が満たされていないということで直ちに不適格とはならないけれども、幾つかの点を総合してこれは不適格と判断する、そのような項目があるのかどうか。つまり重要な項目、マスト項目といっても、幾つかの色分けがあるのではなからうかという意見でございます。

それから、もう一つの問題点としましては、項目の基準の客観性・明確性でございます。特に重要なマスト項目については、項目自体の基準、要するにそれを満たさなければ不適格がつくという基準は一体どこにラインがあるのかということは、明確に示す必要があると思えます。

それから、もう一方の通常マスト事項といいますが、やや落ちるものについては総合的に判定するということのだけれども、その基準は何なのかと。そういうあたりを判定基準として明確にしておく必要があるのではないかと思います。以上が適格認定の問題でございます。この判定基準については、今回の評価基準案には含まれておりません。別途検討が必要だろうと思えます。

大きく分けて二つ目が、多段階評価というものがございます。単に適格か不適格だけではなくて、よくやっているのか、よい教育をしているのか、それとも改善すべき点が多々あるのか、そういうことをいわゆる多段階で評価していくという形でございます。例えばでございますけれども、5段階評価をすると。標準的なところをBとしましたらば、よいものをAとし、非常によいものを特Aあるいは不十分なものをCとし、最低水準に至っていないようなものをDとするようないわゆるこういうことをする考え方でございます。この点からの評価基準という一つの組み立てということでございます。

この問題点としましては、その評価を項目別に行うのか、それとも項目をまとめた総合評価、要するに法科大学院全体としての評価というものを行うのか、果たして行えるのかということがございます。これは評価をすることの目的に立ち返り、大学の教育の質の改善、自己改革、改善を促すためにやるのだという視点からしましたらば、項目別にどの項目が改善の余地が大きいということを示すことができれば、足りるのではないかという考え方もあると思えます。

一方、総合評価をして、いわば法科大学院順に優劣をつけるというようなことをしますと、むしろ改革審も言っております独自性・多様性を促進するという観点からは、かえって逆効果ではないか。要するに平均点の高いいわゆる優等生的な法科大学院ばかりになりはしまいかという点も、考慮の余地はあろうと思えます。

二つ目の問題点として、項目別評価をする場合のくくりの程度をどのようにするのが適切かということがございます。これも大学の自己改革を促すという視点からしましたならば、その自己改善を促しやすいくくりという視点が一つ考えられると思います。その点も今回ご審議いただきたいこととございます。

三つ目の問題点は、先ほど例えばということで5段階の記述をさせていただきましたが、何段階で評価するのが適当なのか。それと、大学の自己改善を促すあるいは質の向上を図るという観点からいきましたならば、非常によいというところは非常によい評価をして、それを際立たせるという配慮はあるかと思えます。ただ、余り段階を細かく設定しまして、果たして現実にできるのかという点もあるかと思えます。以上が全体のつくりについての問題点の整理でございます。今回用意させていただきました評価基準というのは、この多段階をする場合の項目と、その項目の中での視点というものという位置づけ、理解になるかと思えます。

2枚目に進みたいと思います。ここでちょっと資料15、サンプルといたしまして4ページ、5ページを開いていただきます。入学者選抜についての基準を示したものでございます。大きな項目として入学者選抜というタイトルがございます。その下に四角がありまして、評価項目として1から5まで。選抜基準の適切さ、選抜過程の透明性、選抜の公正な実施、多様な経験を有する者の入学を促す仕組み、開放性というふうに書いてあります。その右に、評価基準といたしまして、例えば選抜過程の透明性ということでありまして、大きな黒ぼちで、選抜基準・選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。それから、小さいぼちとして、選抜基準、選抜手続が志望者に対し、検討するための十分な期間を置いて適切な方法で公開されていること、こういう書き方しております。これが評価基準の基準の項目でございます。

ここで、小さい白ぼちの文章の後にアスタリスクで4というのがございます。これが下の(注)というところがございます。5ページの上から3行目、ここに項目がありまして、受験生、志望者に対して十分な期間を置いて開示されているとはどういうことかという具体例を示しております。「志望者が受験するか否かの判断をするため合理的に必要な期間をおいて、HP等誰でもアクセスできる方法で開示されること。(例)適性試験の申し込み締め切り日の1カ月以上前または入学の10カ月以上前であることが必要」と、大変細かくなっております。これがサンプルでございます。

もとの資料20の2ページ目に戻りまして、検討版の構成としましては、先ほどの入学者選抜でもありましたけれども、七つの大項目につきましてそれぞれ数個の小項目を設定しました。それぞれの小項目についてそれぞれになすべき事項を挙げて、それをマストの事項、やらなければならない事項、それからベターな事項、やれば望ましい事項、あらまほしき事項と仕分けて羅列しております。それから、各具体的事項についての抽象的な記述文についての注書き、先ほどの入試方法の開示時期であるとかそういうことについての注書きで解釈指針を示すという構成になっております。構成の大項目と小項目を示したのが、2ページの下3分の2及び3ページでございます。大きな項

目としては、1.法科大学院運営の基本方針、2.入学者選抜、3.カリキュラムと教え方、4.教員及び教育体制、5.成績評価・修了認定、6.教育・学習の環境、7.自己改革体制というものでございます。

以上でございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

今、日和佐委員がいらっしゃいましたので、すみませんが簡単に自己紹介をお願い致します。

○日和佐委員 大変遅くなりまして申しわけございません。私、日和佐でございます。長らく全国消費者団体連絡会の事務局長をしておりまして、今は雪印の社外取締役ということで、そのような仕事をさせていただいております。きょうは福岡の方に出張しておりまして、朝大変な雪であらしのような感じでして、飛行機がおくれまして1時間も延着して、大分遅くなりまして大変申しわけございません。どうぞよろしく願います。

○柏木委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から資料20について概略ご説明をいただきましたけれども、今のご説明で2番の評価基準(検討版)の2ページ以下の細かい点のご説明のときに、多段階評価が前提とおっしゃいましたけれども、必ずしも多段階評価が前提ではないのでしょうか。というのは、要するに適格認定、適格か不適格かという認定だけするにしても、こういう点をチェックするということですね。

○山本事務局員 そのとおりです。

○柏木委員長 はい、わかりました。

まず、ご議論いただくことは、このような適格認定で第三者評価をした場合の評価結果を適・不適のみとするか、あるいは資料20の(2)の最初に出ていますように、例えば5段階評価を行うのかという点についてご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。これは適・不適だけでやるのかあるいは5段階評価で行うのか。その5段階評価を行うにしても、項目別にするか総合評価にするか、またちょっとご議論いただくのですけれども、まずは適・不適だけで評価をするかあるいは多段階評価をするのかということでご議論いただきたいと思います。

○吉松委員 今のお話に関連することなのですが、5段階評価、多段階評価の部分、標準以上というのはいわばイメージとしては適格になると思うのですが、不十分あるいは最低水準に至らずというところがいわば不適格なのか、そういう理解でよろしいのですか。それとはまた別な話なのか。

○山本事務局員 資料20の(1)でございます適格認定というというのは、法科大学院として適格か不適格かという学校全体の話でございます。下の多段階評価のところにある最低水準に至らずというのは、これはその項目についてある水準に達していないということでございまして、項目について最低水準に達していないことが直ちに学校全体の不適格につながるかどうかは、一応別ということで構成しております。



- 吉松委員 いわば(1)の中で使っている中で一点でも不十分であれば不適合の項目は何かということが掲げてありますけれども、ここで言う不十分と下で出てくる不十分とはちょっと意味合いが違うということですか。
- 由岐事務局長 必ずしも連携していない。むしろこの委員会で連携させた方がいいかどうか、最後はご議論いただくことになると思います。
- 吉松委員 要するに標準、よい、非常によいとか、いわば本来備えるべきレベルになっていますという意味合いであるべきところを、不十分というのはやや足りない、それから最低水準に至らずに到底足りないと、そんな感じなのかな。
- 飯田副委員長 その意味で資料20の(1)の問題1、一点でも不十分であればとなっていますが、これは正確に言うと、一点でも水準に達していなければという方が正確ではないかと思うのですが、ですから、多段階評価でいえば、最低水準に至らず、これが不適合対象ということになるのではないのでしょうか。
- 柏木委員長 こういう理解でよろしいですか。つまり第三者評価は適・不適だけを最終判定とするのか、それとも最終判定はこの5段階で、最終判定がDになった場合には不適合という判定にする。そのどちらかにするという事なのですか。それとも適・不適という判定をした上で、この(2)に書いてあった論点ごとの多段階評価を一つ一つやっていくということなのではないのでしょうか。
- 飯田副委員長 恐らく各項目ごとに適・不適、適の中でも多段階にするのかという問題と、各項目で適・不適があった場合に、1項目でも不適ならそれだけで不適になるのか、それともある項目は不適だけれども、他の項目で非常によければ、そういう場合には全体を適にするのかと、そういう二つの問題があるかと思いますが。
- 柏木委員長 ということは、各項目ごとに多段階評価をやって、それを総合して最後に適・不適を決める。適・不適を決めた上で適の中でさらに四つに分ける、ということですか。
- 飯田副委員長 そこで大変議論が錯綜するのですけれども、適・不適についてはこれは結論出さぬといけませんから、そこはトータルで適か不適かを出さないといけないうらうと。しかし、各項目別評価をするときに、そのときに適の中で、ここで言えば非常によい、よいというような段階が適評価をすべきかどうかという問題でございます。かつ最終的に各項目別評価をした上で、トータルとして総合評価としてこの多段階評価をすべきかどうかと、そういうふうに議論が整理できるのではないかと思います。
- 納谷委員 今までの議論を聞いていましたら、この適・不適の評価の部分と、この(2)の多段階評価でいう総合評価の部分の意味を混同しているのではないかと。そこは区別して議論しないとという感じを持ちました。ですから、先ほどの説明で事務局が言った総合評価というのは、何かランクづけみたいなことを意識して使った総合評価のようにちょっと聞こえたので、もしそれだったら、それはちょっと棚上げして議論しておかないと、この問題が混乱するのではないかと私は理解

したのですけれども。

- 浅古委員 納谷先生と同じような印象を持ったのですが、結局最終的には適格か不適格かという認定をするわけですね。そこへ至る過程としてどういう評価をするかという議論になると思うのですが、その場合に事務局からお示しになったのは、多段階評価をしておいて、各項目について、それを総合的に適か不適かの判断の材料として使うのかあるいは多段階評価も総合的にして適か不適かを判断するか、そのいずれかというご提案なのでしょうか。
- 柏木委員長 前回の論点整理に、評価結果は適・不適のみとするか段階評価を行うかということがあったので、ちょっと私も混乱したのですけれども。
- 菊池委員 議論を進めるために意見を言いたいと思うのですが、私は事務局のさっきの説明の方向に賛成です。もう一度その趣旨についてお話をしますと、結論は、さっきのご説明にあるように総合評価を多段階評価にする場合には、どうも序列がつく、総合評価に序列がついていいのかというのがあるものですから、私は総合評価は適・不適にして、それで各項目別には多段階評価にしてはいいかかと。多段階評価の場合に、実際につける人の立場を考えると、どうもBが一番多くなりそうに思うものですから、何か改善点を促すという観点から言うと、BをBプラスとBとBマイナスにして全体を7段階評価にしたらどうかというのが私の意見です。多分最低水準に至らずのDはなかなかつかないと思いますから、7段階でも実質は6段階に近いかなというふうには感じます。標準のだけれども、もう少し改善の余地があるのではないかとこのことをイメージしないと、どっとBにいくと余り趣旨が生かされないような気がするのです。
- 柏木委員長 ありがとうございます。この多段階評価のBプラス、B、Bマイナスにするかどうかはまたさきにご議論いただくとしまして、今のような方向性でよしいのかなとも思うのですが、評価の結論としては、評価結果は適・不適、多分2段階なのだろうと思います。それで、その評価のベースになる個々の項目について、この多段階評価を行うということなのかなと思いますけれども、適の中でさらに多段階評価の評価を行うというのは、余り適切なのではないかなという気がします。ほかにご意見ございますでしょうか。
- 川端委員 私も結論としてはそれでいいと思います。適格認定は適か不適かの2項目しかあり得ないので、それはどちらか。各項目ごとの評価は、2段階でも多段階でもいいのですが、せっかくどうことをやっているのかというのを見てあげるわけですから、これは多段階にしてあげた方が大学側にとっても親切ではないかなと思います。その結果として、全部を適の中でさらに分けるか、総合評価をするかという問題あるかと思いますが、これは難しいのです。総合評価は、非常に主観的になります。同じ評価グループで議論しながらやると大体そろいますけれども、グループが例えば三つあると、グループごとに水準が違うというようなこともありますから、非常に主観的にどうしてもなってしまうものなので、総合で段階評価するというのはやめた方がいいのではないかと。

- 宮川委員 特に素晴らしいところは花マルをつけるということはどうでしょうか。
- 川端委員 あらゆる項目が全部Aプラスになれば、そうかもしれません。
- 柏木委員長 ただ、適の中でさらにランクづけをやると、ほかにいろいろ問題が出てきますね。大学間格差をランクづけをこの評価委員会がやるような感じが出てきますでしょう。
- 飯室委員 ウェートづけが難しいんですよね。ある項目がBである項目がAである項目がCであった場合、Aになった項目をうんと重く見ようという人にとっては、総合評価はAに近いでしょうけれども、Cになった項目こそ大事だという人にとっては、そんなところはBマイナスだということになって、そのウェートづけについての合意が全体でできていけばいいのでしょうか。
- 宮川委員 ですから、まれでしょうけれども、Aから特Aがそろっているというところですね。
- 飯室委員 そうです。それはそのとおりです。
- 亀井委員 これの評価結果というのは、公表することが前提になるのでしょうか。そうすると、適・不適の関係だけではなくて、項目ごとの評価も公開するのだとすれば、それを全部見ればおのずと大体わかる。総合して多段階評価までする必要もないのかなと。
- 飯室委員 大学院の変な偏差値みたいになってしまいますね。むしろ各項目にランクがついていれば、学生がそれを見て自分がこういう面で多く勉強したいから、この部分がAのところへ行こうとか何か、そういう選択の利用の仕方がある。
- 柏木委員長 おっしゃるとおりですね。何か総合的にA、B、Cをつけると、おっしゃるとおり何かランクづけをしているようなニュアンスが出てきて、どうもマイナスの効果も出てくるのではないかという気がするのですけれども。
- 宮川委員 ランクづけではないのですね。
- 飯室委員 ないのですけれども、受け取る側は何となくそうなるのでは。
- 宮川委員 褒めるという意味で。
- 飯室委員 褒めるという意味ね。
- 日和佐委員 今と同じ意見なのですけれども、文章で評価、講評をと思うのです。だから、評価は適・不適でいいと思うのですけれども、その後に文章で特筆すべき事項があれば、特筆するという形にしておけばいいのではないかと思います。
- 柏木委員長 そうですね。
- 阿部委員 先ほどの適・不適のときに留意点とかいうのを視点にするか、適の場合はその理由を書くかという話がありましたね。これもあわせて今ここで議論する話なのですか。
- 柏木委員長 それは次の問題とも関連してくると思うのです。例えば1の適格認定の問題1の判定基準で、ミニマムの必須科目1科目でも落としたり落第というような基準をつけるかどうかということにも関連してくるのではないかと思います。全体的な評価の方法としましては、大体今結論が出たように思うのですけれども、適・不適の2段階とすると。あと細かいところを日和佐委員がお

っしゃったように文章中に表現する。なおかつ各項目についての評価がそれにアタッチされるといふ形になるかと思ひます。

次の問題が、一点でも不十分な点があれば不適格とするかどうか、そういう項目があるかどうかということなのではすけれども、川端委員の方から設置基準との関係でいかかでしょう。

○川端委員 設置基準と直接結びついているわけではありませぬけれども、不適格認定になった場合には、文科省が設置基準違反がないかどうか調査するということになっておりまして、設置基準に違反があるのに適格認定出してしまうと、文科省の調査が行われぬかもしれないという問題が出てしまうのです。ですから、設置基準違反が一点でもあれば、不適格認定をせざるを得ないのではないかというふうに思ひます。

○柏木委員 問題は、そうすると設置基準で定められた要件にかてて加えて、マストの要件をつけるかどうかということになるだろうと思ひますけれども、今のような考え方でよろしゅうございませぬか。これは一応資料の 15 の細かいところを全部やらないと、マストの項目なのかどうかということはいまわかんないのではないかといい気がします。、もしかするとその設置基準では足りなくて、プラスアルファの項目があるかもしれないという気もいたします。これは多分最後にもう一回この点に戻ってくるという方がよろしいのかと思ひます。

○川端委員 制度上の考えとしては、いわゆる上積み、横出しを、それぞれの評価機関が自分の考えでして、それに合わぬところはうちは適格認定しないということでもいいのですけれども、それが厳し過ぎるようなら、そこに第三者評価を求めることにならないだろうといふのがあるので、設置基準より重くする理由も納得するようなものでなければいけぬということになるだろうと思ひます。

○亀井委員 どのくらい上乘せするのかしないのかといふところの関係で言ひますと、設置基準の中で数字だけで例えば学生 15 人に教員 1 人いれればいいと、そういう裁量の余地のないような客観的なものは問題ないのですけれども、設置基準のかなりの部分で、要するにこれこれに努めることと、努力することと、そういう表現になっている項目が多いと思ひます。設置審査においては、文章で努力するといふふうに書いていれば、それはオーケーということに大体なって、それもほとんど見られぬようなことが問題になるかと思ひます。第三者評価について、やっぱり努力するといふことをただ言ってもらふといふだけではなくて、実際にどの程度の努力されているか、あるいは項目によってはこういうふうなきちんとなされているといふ結果を見るといふか、そういうふうな基準の立て方をいふんなどしていくといふ必要があるのではないかと。細かい一つ一つの点はまた後で議論されるでしょうけれども、考え方としてそういう上乘せといふ評価の基準、そんな考え方はしてないのですか。

○川端委員 今亀井委員の言われたような項目別の段階評価で吸収できるのかなといふ気がするのですが、もちろん定性的なものですから、例えば社会人・他学部を 3 割以上入れるように努めると

いう基準についていうと、何もしていないという場合はだめでしょうけれども、ある程度は「何も努めていない」と言われないような仕組みをつくるわけで、結果がどれぐらい入学しているのかというのは段階評価してあげるといような形ではないでしょうか。

○柏木委員長 そうですね。例えば今の点も、毎年毎年例えば2割しか入っていない。でも、努めているよと言ってもだめなわけです。ある年は3割5分、ある年は2割1分というのならば、勘弁してやるかということにもなるだろうと思うのですけれども、その辺の基準はちょっとなかなか難しいのですが、これはまた個々の項目で検討することにしたいと思ひまして、今の点は亀井委員のおっしゃったことは異論はないのではないかと思います。

それから、その次に総合的に見て不適格となる項目はないかという問題が立てられておりますけれども、これは今のようなミニマムの点が全部クリアしたとしても不適格となることがあるのかどうかと、こういうことなのではないかということですが、どうでしょうか。法科大学院の設置申請書を見ていますと、法定要件は何とか全部満たしている。でも、全体として見ると大丈夫かなというところが結構あるのです。設置は認可はしたものの、やはり全体的にすべてが弱く、これではいい法曹が養成できないという大学院が出てくるだろうと思うのです。そういうぐあいにミニマムの項目は満たしたけれども、総合評価で不適格にするということがあるかどうかということが問題である、こういう理解でよろしいですね。

○飯田副委員長 これはまさに設置基準にプラスアルファしたもので、そこにマストの項目が幾つかあると思うのですが、そのプラスアルファの部分についてどれかが不適格であれば、トータル不適格になるのか。ある項目が不適格だけれども、他の項目が非常にいい場合があるとか、総合的にそこはオーケーするのか、そのあたりの議論もあると思ひますが。

○柏木委員長 設置認可基準はミニマムであると。それで、資料15をさらに検討してこういう形に入って、そういう項目があるかどうかをもう一回チェックするというところでよろしゅうございますか。

○川端委員 委員長が先ほど言われたのは、例えば各項目がオールCであると。その場合はだめというようなGPA的な考え方を取り入れるかどうかということですね。それもなかなか難しいと思ひます。やっぱり上積み、横出しの部分をどう持っていかということとも絡みます。オールCならだめと、そういうことも一つの見識ではございますけれども、GPA2.0とか1.5以下は修了させないというのと同じ考えをとるかどうかということです。法制上はそれでもいいと思ひますが。

○柏木委員長 ただ、やり方というか、実際やるのは非常に難しくなります。定量的な判定というのは、もちろん当たり前のことですが、しやすいのですが、定性的な判定で、しかもそれが総合判断で、しかも不適格というのは、一体理由をどうつけるかということで非常に難しいのです。でも、多分これはやらなければいけないのではないかという気がするのですけれども。そこで余り基準を厳しくすると、だれも第三者評価を頼んでこないというマイナス面もありますが。

- 村瀬委員 他方で、考え方として、大学の改善の努力を促すということを考えると、Cをつけられたらから、来年度はもう少し改革しようかという、そういう動きも求めるわけです。オールCが一回きりでだめというのも、ちょっと厳しいかなと。許可の目的から見ても、それが続けばそれはだめだと思います。
- 阿部委員 法定ミニマム要件はクリアしているけれども、不適格というふうに言うということですよ。
- 柏木委員長 そうです。教員の数はよろしいと。教員もすべて論文はそこそこ書いておる。けれども、どうも本当に教える能力があるのかかなり疑問があるという人がずらっと並んでいるというような場合にどうするかということです。
- 阿部委員 そうすると、法定ミニマム基準とは何かという話ですよ。要するに基準は満たしているけれども、評価の点でだめだと。
- 柏木委員長 それは先ほど川端委員がおっしゃったように、各項目についてミニマムがあったけれども、そのミニマムが全部そろってしまったときに、一体それでもよいかという問題になってくるわけです。
- 米倉委員 ちょっと質問が一つあって、今の点に関してなのですが、この資料 20 の適格認定の問題 1、そこところに「設置基準」規定の事項が中心と。ただ、今のお話を伺っていると、設置基準自体は満たしていることは前提の上での話と承っているのですが、もう一つここでつまらぬ質問、初歩的な質問で、今のうち聞いておいたら恥かかないと思うのですが、後になってこんな質問したら悪いけれども。設置基準を満たしているかどうかということは、我々は審査をやったりするわけですか。5年間論文1本も書かない人はここにはたくさんいますとか、そんな話までやらなければいけないのか、それはやらないというのか。やっぱりやるわけですね、恐らく。
- 柏木委員長 やらざるを得ないと思いますけれども、どうですか。
- 米倉委員 一応スタート切って5年、10年たってくる。その間に設置審査会が続いているかどうか、続いているかもしれませんが.....
- 川端委員 続いていないですね。3年たつと、完成年度を過ぎると設置審査会の手は完全に離れて、あとは第三者評価に任せると。
- 米倉委員 そうすると、今の設置基準で言っている5年間論文書いているかと、そういうことまでやるわけですか。
- 川端委員 それは設置認可基準として明示されているものではないのです。それをどう考えるかというのは、設置基準でいう能力のある専任教員が配置されているかどうかという見方の問題になります。
- 米倉委員 その判定の一つとして、論文を5年間ということですか。
- 川端委員 設置認可のときには確かにそういうことをしたので、それを無視して新たな基準つくる

というのは難しいと思いますけれども、それ以上のものを要求するとか、あるいはもっと実質的な審査をするとか、いろいろなことをそれぞれの評価機関が考えなければいけないのだと思います。

でも、いずれにせよ適格な教員がそろっているということは、適格認定する要件になります。

○米倉委員 その適格かどうかの判定の一つが、過去5年間なら5年間、5年がいいかどうか知りませんけれども、論文を何本書いたか。

○川端委員 どのぐらいの論文をどういう内容で書いたかということと、それからどんな授業をしているかということと、それを設置審よりももっと細かく内容に踏み込んで見られるというのが、多分第三者評価機関の効果のいいところだということだと思のです。

○米倉委員 わかりました。そこまでくるとなかなか責任が重大な委員会なので、私も教育の質を維持する、向上させるためには、研究やっぱりしてもらわなければいけないのではないかと思うのです。その意味から言って、研究を全然やっていない人が、教えるのは上手だけれどもというだけではちょっと疑問だと思うのですけれども、そうなるとうわかりました。そういうことまでも我々の委員会はカバレッジの中に取り込まなければいかぬということがよくわかりました。

それから、先ほどからご議論あって、総合的に見て不適格となる項目。だから、一応全部ミニマムはクリア、だから、不十分、Cが全部そろっているけれども、そうするとそれを総合して不適格。そこはちょっと行き過ぎみたいであります。Cにしる合格ラインだっていいのだから。それはやっぱり合格しているのであって、リコメンデーションとしてもうちょっとBの方向に努力してくださいというぐらいのことなのでしょう。不的確にしたいのなら、初めからDが何かつければいい。

○川端委員 法科大学院で修了要件にGPAを要求しているところが、いくつかあるのです。だから、トータルで1.5以上ないと、要するに不可にはなっていないけれども、全部可をとった人は卒業させないという基準値を出しているところがあります。ですからそういった考え方をとれないわけではない。

○米倉委員 考え方としてはあり得ます。論理的には十分あり得る。

○中川委員 私も今議論を聞いていて、非常に今回の設置基準の基準が高いか低いかは、議論があると思うのですけれども、基本的な考え方というのは、やっぱり設置基準をクリアしているところに対して適格認定をするわけですから、そうするとやはり基準としては高いものを望んでいくのだろうというのがイメージとしてあるわけです。それで、そうすると仮に全部がオールCでしたよというので、基準をクリアしているでしょうけれども、今回の設置基準で言えばそれはいいでしょうと。ただ、適格認定上は、やっぱりもうちょっと高い基準を求めましょうということで、実際にそういう判定は難しいと思うのですが、そういう評価ができる余地は残しておいてもいいのかなという感じはするのですけれども。

○川端委員 今度の認可の留意事項みたいなものですな。

○中川委員 そうです。それで手続ですから、ストレートに本当に初年度から不適格と出すかどうか

は別にしても、一応そういうことも判定の仕方としてはありますよということは言っても、そこまで排除しなくてもいいのかなという感じがします。

○菊池委員 先ほどは適・不適どうかと私も申し上げたのですけれども、今のお話聞いていると、適・不適の間に、将来、適になるには努力を要するというようなもう一つ項目設けることも一案かなという気がいたします。

○柏木委員長 それは「適」にした理由説明に入るのではないのですか。今中川委員がおっしゃったのは、設置基準というのはミニマムだと。さらにそれよりも適格のミニマムのレベルというのは本来高いものである。ただ、これから法科大学院が発足して、それがどの程度になるかわからないし、それからあるいは努力すればすぐ直るものかもしれないし、だから設置基準を満たしていれば自動的に適格というのではなくて、設置基準を満たしていても不適格になることはあり得ますよという余地を残しておいてもいいのではないかと。今菊池委員がおっしゃったのは、多分最低のレベルで適格となったけれども、このところは努力してくださいというような問題かなという気がするのですけれども。

○亀井委員 先ほども意見が出たように、これは評価方法とも関係するのかなと思うのです。ある年度にとにかくばっと見て、そしてみんなCだと、それでももうそこでだめという評価をするのか、それとも全部CとかCが多いですよというようなことを告知して、それで一定期間以内に改善を促すとか、そうやって例えば1年とか、改善を促して1年後にもう一度見ますと。それでもやっぱり状況が変わっていないということであれば、不適とせざるを得ない。そういうような評価方法をとれるものであれば、もう少し、いきなりみんな満たしているのにだめとなるのだというようなことは緩和できるのではないかと。ちょっとそのやり方にもかかわるのですが、そういうやり方はありえないのでしょうか。

○納谷委員 設置認可時や自己点検評価などで、ある事項について改善すると言いながら、一定の期間を経ても、その約束を実行しないという場合には、やはりそのことで不適格というふうに、先ほど中川さん言ったような形で決めていくということが、この委員会としてあっていいのではないかと思います。

○川端委員 ただ、5年に1度認証評価を受けなければいけませんから、5年前に第三者評価を受けましたところは、もう待たないですね。

○納谷委員 待たないですね、そのときは。ただ、これは何回か評価を重ねるわけではありませんが。

○飯田副委員長 今の議論は、恐らくプラスアルファの基準を幾つか入れますよね。だから、設置基準がオールCのところは、プラスアルファのところでも引っかかってくるような、そういう基準を設けて対処するののも一つの方法かなと思いますけれども。

○納谷委員 そうすると、重要マストと通常のマストのふるい分けをかなり詰めてからでないと。この議論はすぐできないですね。やっぱり先ほど委員長がおっしゃられたように、そこへ戻して。



○柏木委員長 次の議題に移るわけですが、重要なマスト事項については項目基準の明確性、それから通常マスト事項については総合判定基準の明確性と書いてありますけれども、ちょっと重要マスト、通常マストについてもう一度山本さんの方からご説明いただけますか。今の議論から見ると、重要マストというのは設置基準の要件と理解していいのですかね。

○山本事務局員 この辺実際には設置基準といいますが、適切な措置を施して努力しているというようないわば努力規定のようなものが随分あるわけですので、そこでマストの書きぶりによって重要マストというのは出てくる余地はあるのだと思います。明らかな法律基本科目でありながら、教員がいないということになれば、これはだれが見ても不適格といえますか、不合格になるわけです。それは重要なマスト基準だという言い方になるのかと思うのです。

○吉松委員 項目の話ですけれども、用意してある中で入学者選抜のところと修了認定のところは、調査方法と評価の調べ方によって、非常に数字の方が客観的に出てくるのです。であれば、入り口と出口の問題ですから、項目としては非常に重要なところだという感じを受けて、ただどこまで手をつまめるのかというあたりが疑問だなという気はするのです。

○柏木委員長 とりあえずこのところは設置基準プラスアルファがあるかもしれませんが、設置基準の努力事項を除いたものは重要マスト。その設置基準プラスアルファとしてどういう項目があるかというのは、これから検討する。それから、総合判定としてさっき中川委員がおっしゃったように、設置基準、それからプラスアルファの部分を越えた部分でもし何かあれば、総合的判断で不適格の判定を下すような要素があるかどうか、また少なくともその可能性だけは残しておくべきであろうということでしょうか。それが何であるかということの検討は、これからすべき問題だろうと思います。細かいことに入りますと、先ほどの資料 15 の中身をよく検討しなければいけませんので、きょうはとりあえず 1 番、適格認定につきましてはこの程度でよろしゅうございませうでしょうか。

それでは、その次の多段階評価の論点に移りたいと思います。先ほどこの 5 段階評価プラス B のところが多くなりそうだというお話がございましたけれども、こういうような多段階評価で項目別に評価するということについていかがでしょうか。多分項目別に評価するということになると、2 ページ目以降の七つのくくりが一つの基準になるかと思いますが。

○宮川委員 これは絶対評価なのですね。

○柏木委員長 その点も非常に問題になりますね。これは絶対評価にするのでしょうか。でも、相対評価というのも難しいのではないですかね。

○宮川委員 10 校しかない場合どうするのですか。

○柏木委員長 絶対評価ですよ。

○川端委員 ある基準について少なくとも最低限の部分があるのが前提でしょうから、そうになると絶対評価ではないですかね。

○柏木委員長 絶対評価以外はちょっと難しいのではないかという気がしますけれども、よろしゅうございますか。

では、問題1は項目別に評価するか総合評価かということが書いてありますけれども、今までの議論から、この多段階評価は多分項目別ということになるのではないかと思います。

問題2に移りますと、項目別の評価の場合、どの程度のくくりが適切かということなのですが、この2ページ以降の大きな七つのくくりなのかあるいはさらに小項目のくくりなのかということになるかと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○納谷委員 やっぱ小項目はそれぞれやって、その上で大項目でもう一回総合評価というのでしょうか、項目ごとの評価をするという2段階でやらないとできないのではないかなと私は思いますが、それで7個それぞれやっていくのではないかなと思います。一つ一つについて、例えば入学選抜について、選抜基準の適切さ、ここでAランクつけるとかBつけるとか、その次のところでCにするとかやっていって最後はBにするとか、そういう順番で評価していかないと、この大項目が決まらないと思います。ばらばらにしたままでは、ちょっとどうにもなりませんから。やっぱり最後は大項目の中で一つのまとめをした後、もう一つの評価をするというやり方がよろしいのではないかなと私は思いますが。

○柏木委員長 小項目が適切かどうかというのは、また……

○納谷委員 それはまた、別の検討課題ですね。

○柏木委員長 今の納谷委員のおっしゃった方法しかないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。それでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

○宮川委員 各評価は評価者によって相当程度差が出ると思うのですが、この評価の客観性というのはどうやって担保されるのですか。チームが組織されるのですよね。

○飯田副委員長 評価の実施要領というのをこれから詰めていきまして、それで客観性を担保するようにしなければならぬと思います。また、評価のある意味でトライアルといいますか、そういうものをしまして実際の評価にぶれが出ないようにする必要あるだろうと。

○川端委員 あと、実際の現地調査チームの結果はもっと大きいボードで検討するのでしょうか。

○飯田副委員長 それは評価委員会というもので行います。

○宮川委員 評価委員会でももちろん最終的には詰めるのですが、しかしそれぞれの現地調査をやった人から意見として上がってくるので、その客観性をどういうふうに担保するか。司法試験だと偏差値で調整をするということがあられるわけですが、これはそういうことになるのか。

○飯田副委員長 実施要領と研修で担保するということになるかなと思うのですが。

○日和佐委員 小項目の効果を積み上げて大項目の評価にするよりほかはないと思います。それで、可能な限り全部の小項目ができるかどうかは別として、可能なものについては評価基準を設けて、一定数値が出せる項目がありますね、小項目で。数値で評価基準がつけられるものについては、可能

な限りそれをやって、そして評価基準を公表する。数値でできないのもあるのです。それが非常に難しいのですが、可能な限りやれるところはやると。評価基準をつくると。

- 柏木委員長 今回の日和佐委員のご提案も、これも評価の客観性担保に大きく影響するものだろうと思います。これからそれを考慮に入れてご検討いただくことになると思います。
- 阿部委員 各小項目というみんな並列的に書いてあるけれども、一つ一つ重みが違って、例えば入学者選抜のところに基準の適切さとか透明性とか開放性とか書いてあるけれども、最後実施するところで公正な実施がなされなければ、ほとんど意味がないという感じがするんですね。うまく評価できるような仕組みを考えないといけないですね。
- 飯室委員 小項目にランキング性の評価をつけて開示するのかどうかという問題もあります。今言ったように大事な項目がうんと悪い評価なのに、あとは全部Aではないかと言われると困ってしまう。この小項目の評価をどう開示するかわからないかという問題も出てきますよね。
- 柏木委員長 しかし、重みづけの配分がこの委員会の方針とか価値判断の特徴を示すものですから、全部開示しなければいけないのですよね。
- 米倉委員 大体今おっしゃったことと重なってしまうのですが、私も方法論としては結局各項目を積み上げていって、それで各大項目を評価して、それをさらに積み上げるということで、その基準を公表することはもちろん大事なことで、ですがこれは小項目をぽっとにらんだだけで、ちょっとにらんだだけでも相当これは難しい。客観性担保というのは難しい。例えば成績評価・修了認定の、修了認定の実際。進級率 100%となると、これは甘いと言えるかどうかわかりませんが、進級率が非常に低いのが本当はいいことか、進級率が低いということは教え方が悪かったという証拠でもあるのだし、逆に進級率が非常にいいと、何かフリーパスでやっているのではないかということになるので、結局それはなかなか数値にあらわせないわけです。何%進級したらいいことになるのか、何%以下ならだめだということになるのか。そこで、結局各小項目積み上げて合算してと言いましたけれども、最終的にやっぱり何か最後には実際に審査、調べに行った人の印象というのか勘というのか、それがどうしても重要参考意見としてどこかに付記されなければならないような気がいたします。そういう程度のものだと。つまり厳密に数値化してコンピューターで全部やって、はい、終わりますとなるような、そんな単純なものではないのだということを心に覚えながら慎重にやらなければいけない、そういう感じを持ちました。一般的にさっきから皆さん方おっしゃっているように、一つ一つ積み重ねて合算するということは全く賛成でございます。
- 日和佐委員 すみません。全部数値化しろとは言っておりませんが、でも可能な部分はありますよね。適切な学生数などというのは数値化できるわけですから、そういう客観的に数値化できるものはなるべく数値化した方が、客観的な評価につながる、そういう意味合いです。
- 米倉委員 それはもちろんそのとおりです。それはおっしゃるとおり、私も理解しているつもりです。そのとおりです。

○菊池委員 ダブったこと言うことになるかもしれませんが、企業の中で人事考課をどうするかというのは、それぞれの企業で工夫を凝らしているいろいろ違うのですけれども、でも本質的には類似してまして、このお話と同じ視点で、今先生方おっしゃっているように、結局数値化できる部分とできない部分があるわけです。売上を何%伸ばしたとか利益にどれだけ貢献したというのは数値化しやすいけれども、人とうまく協調してチームワークをとったかとか、そういうのはなかなかできない。でも、人事考課のシートはできるだけ客観的な基準を文章化して、ここまでできた人はAですとか、ここまでできた人はBですとか、でも最終的にはおっしゃったように、結局最後までどれにしようかなと、常に経験と勘みたいなのが生きてくることは事実ですけれども、でも文章を相当練って書くということになるのではないかと思いますけれども、基準について、ダブって申し上げたけれども。

○納谷委員 私の経験からですけれども、今のご指摘のとおり項目をきちっとすることと、もう一つ実際に評価するときは違います。実施は3人が5人が7人でチームを組みますね。それで各人が別々に同じ資料を評価しますと大分客観性が出ますよ。最初から合議してしまうと偏ってしまうものです。けれどもチームとしてまず一人一人やって、そのうえで合議をして、このチームとしてはこのところはこのような評価にしようという手順にしておく、比較的客観性が保てることが多いと思います。特に主観的なものについては、そういうことが言えるのではないかなと思います。それは、ここは直接関係ありませんけれども、そういうことも視野に入れて項目選びと基準の明細化をこれから考えていけばよろしいのではないかなと、私はそう思いますけれども。

○柏木委員長 コンセンサスとしては、とにかく客観性をできるだけ高めるということで、そのためのいろいろな方策についてたくさんのサゼッションをいただきましたので、事務局の方でこれを考慮して、また大変でしょうけれども、具体的な基準を文章にあらわすという作業をやっていただくことになると思います。

それから、問題3が何段階で評価するのが適切かということで、先ほどもBをBプラス、B、Bマイナス、3段階に分けないと、Bが集中してしまうというお話がございましたけれども、この辺につきましてはいかがでしょうか。

○飯室委員 それも真ん中を三つに分けるというのも一つの案ですけれども、大学の小論文の審査で、入学試験の小論文の審査でよく使うときに、複数の教員が小論文5段階で評価するのですけれども、3は絶対入れないというルールをつくってやったわけです。とにかく4か2かで悩んでじっくり読み込んで分けると。3をつけてはいかぬと。必死で読むのです、そういう手法を使うと。その3を許容しておりますと、みんな3をつけますね。

○柏木委員長 いかがですか。特A、A、C、Dと。余り細かく分けると、それこそ主観的な要素が多いものについてはぶれが多くなってしまいますね。その辺がちょっと難しいところで。

○日和佐委員 私も評価段階は少ない方がいいと思います。BをプラスBとマイナスBをつけると、

物すごく評価がぶれてくる。

- 柏木委員長 BプラスとBの差がわからなくなってきてしまうということになりますね。
- 菊池委員 採点は難しいのですけれども、私が言った趣旨は、採点者がどうしてもBに集中しがちだという実態が一つと。それから、もう一つは受ける側の立場に立ちまして、何か去年もB、ことしもBというよりは、BマイナスからBまで進んだとか、BからBプラスに進んだとか、何かその励みみたいなものを、多少採点が少しぶれても、その方がいいのではないかと。採点者は少ない方が楽だと思いますが、何のために採点をしているか、何のために多段階評価をしようとしているのかということからすれば、少しくらい難しくても少しくらいぶれても分けた方がいいのではないというのが私の意見です。そんなにこだわりません。
- 柏木委員長 よくなるのはいいのですけれども、逆に今度悪くなったら何でだと。前と同じことをやっているのに悪くなってしまったと。これは採点者が主観的に過ぎるのではないかなという批判も出てきたりするということも考えられますけれども、いかがでしょうか。
- 宮川委員 特Aから始まっていますが、Aプラス、A、それからBプラス、B、C、Dということではいけないですか。特Aというのは非常に何というか例外的で、そうたくさんないという感じがすね。
- 柏木委員長 これは東大の成績のつけ方がA、Bプラス、Bというふうに、BプラスとBは良上と良に対応しますけれども、アメリカの大学だとAプラスというやり方ですね。どっちでも大差ないのかという気はしますけれども、いかがでしょうか。
- 新堂理事長 大項目7のうちの5番目に成績評価の基準というのがあって、これも個別の評価が対象になると思うのですが、今皆さん方が議論したようなことで決めていくのですか。あなたの大学は5段階設けているからAプラスだとかAとか、いや、標準だからBというようなことになるのか。つまり各大学の方から見ると、一体どういう配点というか成績のランキングを考えているのかわからない。我が学院としては最も学生にモチベーションをもたせるか、またインセンティブを与えるのかという角度から成績のつけ方を考えて2段階だけにしていますといったときに、一体それをどう評価していくのだろうか。ああそうですかといって、では標準ですネと言うのか、よく考えていますネと言うのか、なかなか難しいところですね。ここでさえ既にランキングをどうするかで議論がありますところで、あるいは数値化できないという項目なのかもしれないのですけれども。受ける側から見ると、評価が心配なのでおうかがいします。
- 川端委員 序列つけるのは難しいと思います。設置認可基準は厳格な成績評価をするということなのですが、厳格性というのはいろいろありまして、うちは絶対評価を非常に厳格にやりますということと、うちは相対評価をやって、しかもGPAで出しますというところを、どっちがいいのかというと、よくわかりません。
- 吉松委員 それから言うと、標準の部分の幅は恐らく相当広いのですよね。ですから、広い中でそ

- れをBプラス、Bマイナスというようなつけ方自体が無理なのではないのかという気がします。
- 柏木委員長 項目によってやっぱり違うのでしょうか。項目によって、Bしかつかないというところがあるのだらうと思います。ですから、これは各細かい項目をつくってみて、この段階評価になじむものとなじまないものと仕分けが必要でしょう。ただ、一応の考え方は決めておいた方がいいわけでしょう。今新堂先生がおっしゃられたような点については、適・不適の2段階評価にするというものもあるでしょうし、あるいは例えば教え方なんというのは、双方向の授業やっているかなんというのは、5段階評価ぐらいはできるのではないのでしょうか。具体的に教え方なんか見ると、5段階ぐらいが精いっぱいなのかもしれませんね。BプラスとBの区別というのは、教え方ではなかなか区別がつかない。
- 菊池委員 何かBを三つに分けてようやく5段階かなという印象を持っているわけです。
- 新堂理事長 教え方につきましても、双方向がいいよとあるいはそれがベターだよという一般的な方針があるかもしれませんが、すべての科目について双方向をやっていたら、体系的な知識を覚えさせるには時間が足りないという面もないわけではないし、それも一つの教育哲学だと思うのです、それぞれの大学の。そうすると、何科目分双方向をやっていて、何科目やっていないということの評価するというのは、なかなか難しいところがあると思うのです。
- 柏木委員長 ただ、全くやっていないというのは、これはまずいでしょう。
- 新堂理事長 それはゼロということで、標準以下になる。
- 柏木委員長 たしかアメリカでも例えば契約法なんというのは双方向でやっていますけれども、例えば比較法とかそういうものはレクチャー形式でやっていますね。
- 川端委員 双方向が重視されるのは、法律基本科目だと思います。展開・先端科目は、最初からレクチャーでもいいという考えです。
- 新堂理事長 そういう一つの考えがあれば、それを基準にしますということをあらかじめ明確にすれば、それはそれでいいということですか。
- 阿部委員 各小項目について多段階評価をして、それでまた一括して評価すると。
- 柏木委員長 今のところはそういうことです。
- 阿部委員 余りたくさんになってしまうと、それを一括してやるときに非常に難しいのではないかと。五つぐらいがちょうどいいのではないかなと。
- 柏木委員長 小項目につきましては、やっぱりもう一度考えてみなければいけないですね。項目ごとに多段階を5段階になるのかあるいは適・不適の2段階になるのか、あるいは3段階ぐらいには分けられるのかと。いずれにしても、これを積み上げて七つの大項目については、多分これは5段階評価ぐらいになるのですかね。基礎資料としては、もうちょっと細かい検討が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「結構です」の声)

○柏木委員長 では、そういうことでまたまた事務局大変になりますけれども。

続きまして、この評価基準の2ページ目以降、この細かいアイテムにつきまして何かご意見がございましたらお願いいたします。整理が必要かなというところは、例えば3ページの5のところがありますけれども、5は成績評価・修了認定ですが、例えば、と、成績評価の基準、成績評価の実際と二つに分かれています。これは一つにまとめられるかもしれませんが。そういうようなところで、それから例えば4番、教員及び教育体制に国際性というのが入っております。それから、6番の教育・学習の環境に国際性涵養に向けた環境ということで、国際性がこの二つのアイテムについてだけ出ていまして、カリキュラムについては出ていないのがよいかどうかというような点など、何かご意見ございましたら。

○菊池委員 先ほど亀井委員が言われたことと同じ方向ではないかと。私の意見はそうなのですが、ぜひ事務局にお願いがあるのですが、最初に二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢というのがありますね。これは非常にいいことが書いてあると思いますが、やはりこれと評価基準というか、評価項目をできるだけ結びつけられるものは結びつける方向で努力したらいいと思います。それには結論から言うと、この二つ、七つ、五つというのと、実際に今仮案で出ているこの小項目と、何と何が結びついているのかというマトリックスみたいなものを次回までにつくっていただければと。

そのときに単に線で結ぶのではなく、これは私の希望なのですが、この二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢について、これを目指すとするならば、法科大学院は何を努力をしたらということが満たされるだろうかというのを少し具体的なイメージを書いていただいて、それとこの小項目のところはどういうふうに結びついているかというのを図にさせていただくとわかりやすいのです。ちょっと難しいのですが、せっかくここにいい標語が並んでいるのに、どこにつながっているのかがずっと疑問なのです。

○飯田副委員長 おっしゃるとおりでございまして、10月の中ごろから1カ月半ばかり七転八倒しております、いいお知恵をいただければと思いますが。

○菊池委員 できないことは、むしろ標語にも掲げるべきではないのかもしれないですね。それは社会が努力する問題だとか文部省が努力する問題だとかいうのだったら、これを言っても始まらないものですから。具体的にこの項目について何をしたら一歩でも近づくというふうな、そういうものを書き出して、それを評価の中にどう入れていくかと、そういうのをぜひ次回。

○飯田副委員長 解釈指針の中にそういうものを盛り込んでいくという方向かなということで検討を進めたいですね。

○由岐事務局長 きょうここにおられる委員としてこれを是認するのだったら、どこに評価にあらわれるかというのを知りたいところです。例えば二つのマインドのところ、法曹倫理の必修あるいは先ほど申し上げたように適格認定、マスト項目に入れると。それは先ほど言った二つのマインドと

いうのを重視していますよというメッセージになるのかなとか、いろいろ議論はしているのですけれども、なかなか全部入れるというのは難しい。何とか頑張ってみます。

○川端委員 あとカリキュラムと教え方の項目ですけれども、大きく分けて法律的な科目、それから実務基礎科目、隣接科目、展開・先端科目とありますよね。その分類ごとになるか、あるいは科目ごとにここに挙げられている項目の意味が違って来る可能性があるのです。例えば3番、さっきも出ていましたけれども、展開・先端科目だと、それほど双方向は重視しなくてもいいのではないかと、逆に例えばクリニックやる場合に、1人の教員が8人以上持つというのは許さない。それ以下だった不適格だよとかいう場合に変わってくると思うのです。これがあらゆる科目について横並びの項目設定があるように見えるので、それをもう少し何とかしてもらいたいという気がしますけれども。

○吉松委員 ちょっと今の点で同じような意見があるのですけれども、法律基礎科目、法律の先端、周辺いろいろあるみたいですが、同じようなウエートで見ていくのかというあたりはちょっと検討の必要があろうと。実際問題修習生教えていまして一番気になるところは、基礎的なところをしっかりとやってきてほしいと。そういう意味では法律基礎科目をまず最重点で強化していただきたいということが、教える側としての希望なのですが、大学院ごとですと、特色のあるところがウエートがかかって評価される方が、ある意味でせつかくの努力なわけですからありがたいのでしょうけれども、実務家を育てるという観点では、むしろ法律基礎科目のところをどういう体制のものでやるかあたりはしっかりチェックがかかる方がいいのではないのでしょうか。

○柏木委員長 その辺は多分また議論のあるところだろうと思います。というのは、もう一つの要請として、特色のある法科大学院をつくるということがありまして、法律基礎科目だけやっているとか特色が出ないという問題もありますから、特色出し過ぎると、どうしても法律基礎科目がおろそかになる。

○川端委員 設置審査のときの考え方で、法律基本科目の比重が多過ぎることがむしろマイナスに評価される。それはその分だけ本来やらなければならない実務科目とかあるいは隣接基礎科目とか展開・先端科目をおろそかにしている。要するに司法試験予備校化しているのではないかという評価を受けたからですね。そのバランスがまさにどううまくとれているかというのが、構想の優劣を決めるのではないのでしょうか。

○新堂理事長 司法試験と結びついていますので、恐らく放っておいても法律基礎科目中心主義になるのが一般的傾向だと思います。ほかの科目は名目だけになっているでしょう。

○柏木委員長 申請書を見ましても、実務基礎法とかあるいは演習民法とか、名前を変えては基礎科目をふやしているところが結構多いのです。新堂先生のおっしゃるとおりだと思います。ですから、これも評価基準のつくり方の問題ですけれども、バランスをどう見るかということで、細かいところでまたたくさん議論が出る問題だろうという気がいたします。



○宮川委員 今おっしゃったのは、基礎科目を、法律基本科目のカリキュラムの数を多くしろということでおっしゃったのではないのですか。

○吉松委員 いいえ、違います。

○宮川委員 ただ、バランスがとれているということについては前提として、その法律基本科目の各教育内容がどれだけ充実しているのかということ、評価の差で少しウエートを置いてもらいたいということなのですか。

○吉松委員 そうです。

○長谷川委員 先ほどどなたかもおっしゃったのですが、次回までもう少し一覧表ができていまして、七つの大項目と小項目ありますね。それときょう資料 15 にある注意事項が幾つか書いてあるわけですが、例えば今の科目のところでも、法律の基礎科目ということも触れられながら、かつ二つのマインドと七つのスキルをそれぞれ望ましい水準までに教育できるように、計画的な科目構成、教え方のことについて、これは望ましいということがあるわけです。そのバランスを、例えばさっきだと5段階でやるのか7段階でやるのかということなのですが、それがもう少し私たちも実際できるような、そういう表づくりをしていただいて議論していただくと、先ほどずっと議論していたことが、次回はもう少し深まっていくのではないかなと。どういう項目が5段階の方がいいのか、どの項目が7段階にふさわしいのか、そしてこの注意事項とどういうふうに結びつくのかというのを、一回全部当たってみると総体が見えて、もう一回議論が深まっていくのかなという、そういう感じを抱きました。

○亀井委員 なかなか絵を描きにくいところのことなのかなと思うのです。法律基本科目について、やっぱり恐らく議論いろいろイメージが違ってくる部分かなと思うのです。つまり例えば七つのスキルというようなことで、七つのスキルが掲げられているのですけれども、法律基本科目というのはこの中のどのあたりの能力を主に養うべきなのか。それから、実務基礎科目ではどの能力という、それぞれイメージがあると思うのですけれども、人によって考え方も違います。法律基本科目の中でかなり実務的なことをウエートを置いてやるか、あるいは表現、説得能力、そういうふうなことを基本科目の中で一生懸命やるのがいいのだという考え方もあれば、法律基本科目というのは、次の段階のその前の基礎なのだから、もっと違うところにウエートを置くべきだとか、そういうイメージがこの中でも違うのかなと思うのです。そこはまた教育の中で実験していかなければいけないものがあって、だけれども最低限として基準をこういうふうを設定しようとか、その合意をなるべくこの中でも持つようにしないと、基準ができないと思うので、それで多分事務局の方でもそこが絵が描けないというのは、議論の対立みたいなのがあるから、そこはおいおい委員会で議論できるだけしていかないといけない。

○長谷川委員 今の議論を受けてですけれども、例えば日弁連がつくるこの評価の仕方がどういう特色があるのかということが問われてくると思うのです。一つではないわけで、恐らく三つとか。そ

うすると、ここの評価はどう特徴を持つかということが必要だと思うのです。民間であれば、自分のところの会社はどのような商品売っているのか、どの商品に特徴があるのかということです。今のところは少しお互いにばらばらだと思うのです。それはもう少し議論してくると出てくるのではないかなと思います。

○柏木委員長 確かに皆さんの抱えている具体的なイメージに少しずつずれがあるような気がいたします。事務局の方々には非常にご苦労さまでございますけれども、資料 15、もう少し具体化していただいて、特に二つのマインド、七つのスキルとの関連とかあるいは日弁連法務研究財団がやるのだということの特色とかをもう少し出していただくと、検討が進むのではないかなと思います。大変でしょうけれども、よろしくお願いいたします。

○飯田副委員長 そういったわけで、多分このそれぞれの評価基準、それぞれ議論、検討すると、何日議論しても恐らく終わらなくなってしまいますから、それぞれ委員の方々でお気づきの点がありましたら、できれば年内にファクスでもメールでも結構ですから送っていただきまして、それを我々でできるだけ論点を整理して、次回よりいいものに持っていきたく思いますから、そういうご意見があれば、ぜひともお送りいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○由岐事務局長 法律家にとって必要な価値観と素養というのは、この 2、7 でいいのかがまず一つ我々疑問に思っております。もしよいとしても、これが評価基準の中で解釈指針みたいな形で生かしていくならば、これはできるだろうと。ところが、評価基準に落とし込むとなると、これは委員長、柏木先生もご指摘いただいているフィロソフィー、哲学を押しつけることになる。多様な法科大学院が欲しい中で、法曹にとって必要な能力はこれですよという我々の持っている哲学を押しつけることがいいのかどうか、その辺でいつも事務局の方で悩んでおります。ぜひメールで、先ほど言いましたように法曹にとって必要な能力と価値観はこういうものでいいのか。そして、それが今度評価基準までに落とし込むことがいいのか、解釈指針にとどめる方がいいのか。評価基準に落とし込むとしたら、今度はもっと、先ほどから長谷川委員がご指摘のようにもっと詳細なものをつくっていかなければならないのですけれども、この辺でいつも悩んでいるというのが現実でございます。

○菊池委員 私はこれを全項目基準にしてくださいと言ったのではなくて、今のつながりがどうなっているかどうかということを明らかにさせたい。それには間にこれを法科大学院の努力でやれることは何なのかというワンクッション入れてもらうと、つながりがわかりやすいなということで、その結果、これは評価基準に入れない方がいいというのがあっても全然構わないと。

○亀井委員 押しつけていない。ここに書いてあることは、別に審議会の意見書を踏まえたことだから、それ自体は多分異論はない。ただ、それを基準という形で、この科目はこの能力を養うように設計しなさいとか、そういうふうにしたらいけないとか、そういう部分では……。

○柏木委員長 何か私もそう感じるのです。二つのマインド、七つのスキル自体は余り問題ないのだ

ろうと思うのです。この席でもこれについて問題を指摘した方はいらっしゃらなかったし、ただそれをおっしゃるとおり評価基準の中に落とし込んで、そういうことを入学者選抜で見ているかというこの評価基準に使う、ということになると、これはちょっと介入のし過ぎかなという気はします。その辺の感覚もぜひメールなんかでお寄せいただければ、大変事務局としては助かるのではないかと思います。

ちょっと時間がなくなってきたのですけれども、二つ論点がありまして、最後の論点はお願いだけなので、2分で済んでしまいますけれども、次の論点が自己点検評価報告書のあり方と基本構想なのです。冒頭にもちょっと議論ありましたけれども、自己点検をしていただいて、それをもとに評価を行うわけですが、その自己点検評価報告書と、それから今度の第三者評価との関連につきましてちょっとご議論いただきたいと思います。この内容についてちょっとご説明いただけますか。

○飯田副委員長 資料 19 をごらんいただきたいと思います。必ずしも十分整理できている論点ではないのですが、現在この評価基準の検討とあわせて自己点検評価書の検討を進めております。そういう中で自己点検評価書について、特にこういう点を気をつけるべきだという点がありましたら、きょう伺っておきまして、それを我々の検討にぜひとも加味していきたいと思っている次第です。ここにお書きしましたのは、詳しく整理できていないのですが、第1点、法科大学院の自己改革の視点、第2点、自己点検評価書作成への取り組み体制、これは大体関連する論点でございますが、自己改革を有益なものにするためにどうしたらいいかということでございます。第3点は、実質重視と法科大学院の負担軽減ということで、大変膨大なものをつくっているの、それにはエネルギーが大変大きく消耗しているというご批判もあるものですから、内容を絞った本当に実質的に意味があるものにするにはどうしたらいいかというような観点からご意見いただきたいということでございます。4、5、6、7は関連しているわけでございますが、評価基準あるいは実際に評価をやっていく上でどのような点を留意すれば、この自己点検評価書が有益になるかという観点からご指摘いただきたい。また、第6は、この自己点検評価書を踏まえまして現地調査をするわけでございますので、現地調査を進める上でどういう点が特に留意されるかについてのご意見をいただきたい。そのあたりでございます。今検討を進めておりますので、特にこういう点気をつけるべきだというのがありましたら、ぜひとも出しておいていただければと思います。

○柏木委員長 まだかなり前段階です。これから具体的なアイデアを纏めるためのいろいろなセッションをいただきたいということであります。いかがでしょうか。

○飯田副委員長 何とか次回たたき台は出したいと思っておりますが、その関係で。

○米倉委員 たたき台としてちょっと申し上げるのですが、現地調査、法科大学院との対話重視の視点というのは非常に大事であると思います。現地調査しやすくするためにも、わけのわからぬよその学校へ行くわけですから、そこら辺が向こうとのコミュニケーション、信頼関係がなければいけないので、だからこの間新堂理事長名で法科大学院に協力お願いが出されたようだけれども、そ

れは非常に大事だと思います。

それが第1点ですが、他方、やっぱり自己点検評価書だけではちょっと危ないので、現地調査はもちろんです、その現地調査というのは時々抜き打ちにやらせていただく。いきなり授業を聞かせてもらう。この委員の人が黙って行って、そういうようなことも認めていただきたい。それは一本くぎ差していただきたいのです。ただ向こうが出してきた書類を、そうですか、そうですかと。向こうが東京に来て面談して、ああ、結構なことでございますね。はい、終わりでは、ちょっとまだ危ないのではないかと。私性悪説に立っております。内部調査、自己評価というのは大体信用できないのです。みんなあなあってうまくやっていたみたいで、それはよくない。まさかこんなことはすまいから、そこまで眼を光らせる必要はないと思っていると、その油断につけ入ってする側が大変多い(といっても今のところは行政の分野のことですが)。時々抜き打ちで、あなたそんなこと言っているじゃないですか、私この間聞いていたら、全然双方向授業なんかやっていませんでした。やっていないではないですか。行ってみたら、50人の学生だといって100人いらっしゃるのどういうわけです。聞いてみたら、名義変えて学生入れています。そういうことやられたのではなめられているわけ、評価委員会が。評価委員会が何にもならないわけですから、評価委員会の評価なんてあなあのソーカーでできているのだということになってしまったら、ほとんど意味のない評価になるので、憎まれてもいいからちゃんとやるのだ。抜き打ちでもやらせてください、やりますよというぐらいの覚悟が必要なので、それが一遍どこかで大学を訪問するときに、疑っているようで大変失礼ですが、時には抜き打ちということもやらせていただくことがありますよと、一遍脅しておいた方がいいのではないかと。その点が大きな方法論として後ろに控えていた方がいいと思うのです。それを抜くか抜かないかはまた別な話です。どう見てもそんなことまでする必要もないような大学だというなら、それはやる必要はない。そんな隠密みたいなことやる必要はないのですけれども、何かちょっと怪しいと思えば、一遍念のために見てみるか、この辺で。二、三人で手分けしてやる必要があると、場合によってはあり得ますよと、十分あり得ますよということをおいた方がいいような、そこが日弁連の特色なのだと私は思っております。国の意見を伺ったような委員会でもいいかげんなことやってあなあって済ませて、帳簿、運営、つじつま合わせて、はい、合格ですというようなのは最もよろしくないことですので、それが言いたいのです、私は。それが大事なことです。自己評価だけではちょっと危ない。それだけです。ご異論もきっとあるのです、こういう考え方。ちょっとラジカルですので。幾らでもご意見伺いたいと思います。

○菊池委員 今の先生のご発言は私は理解しましたが、最初にだれがおっしゃった日弁連の評価機関の特色とかポリシーをどこに置くのかというのが先行して立って、それによって今みたいな方針をとるのか。それから、もっぱら自己改革を促すのだと。この評価を通じて結果的に質を上げることが目的だというような、そういうことを標榜しているのか。それによって、何かおのずから決まる

ような感じは私は持ったわけです。どっちかと言えば私は後者なのです。

○柏木委員長 ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 私ちょっと大学評価機構の委員やったことがあって、やっぱり大学側の自己評価書の客観性をどう担保するかというのが一番問題になっていまして、そういうときに大学の組織あるいは大学が日常業務を遂行する中で、第三者といろいろな取引というかつき合いがあるわけです。そういう方々の何人かに自己評価書作成に加わってもらうという方法があるのではないかという議論をしたのですが、例えば地方の弁護士さんに日常いろいろおつき合いがあるのであれば、あるいは組織上何か加わっているのであれば、そういう方のコメントみたいなものをもらうとかですね。

○吉松委員 ですから、今言われたのは、ちょうど抜き打ち検査というのは、要するに情報収集のやり方の問題だろうと思います。それをどういうふうに工夫していくかという問題だと思っています。ですから、先生おっしゃるように抜き打ち検査までやらないとだめだと言わざるを得ないのか、あるいはもっとそれに等しいような情報収集ができることを工夫する余地がないか。そのあたり検討したらどうかと思います。

○柏木委員長 そうですね。今阿部委員がおっしゃったことも情報収集の一つの方法ですし、あるいは学生に聞いてみる、インタビューしてみるなんというのも一つの方法かもしれません。阿部委員がおっしゃったように自己評価書をつくってもらって、それが果たして本当にそれが客観的なものなのか。自分でいいことばかり書いているのではないかと、それから米倉先生がおっしゃったようなあなあでやっているのではないかと、そういう可能性は否定し切れないわけで、その中からどうやって本当の姿をできるだけ客観的に見出ししていくか、その方法論が非常に大切なだろうと思います。またまた事務局の負担がふえるのですけれども、これについても何かサゼッションがございましたらぜひどうぞ。

○米倉委員 だから、その当該大学と我々の評価委員会がコミュニケーション通じ合っただけということが大前提で、うまく通じてあれば、あとはどうぞ抜き打ちでも何でもいつでもおいでくださいというふうな話までなるのだろうと思うのです。本当にちゃんとやっていて、我々と本当にコミュニケーションが通じているなら。そんなに心配したことないのですけれども、場合によってはあり得るということは申し立てないでいいけない。それは委員の負担は大変です。私はそのころいないと思います。

○柏木委員長 それは私も性悪説ではないですけれども、中にはやっぱり余りまじめではない法科大学院もないわけではないでしょうから、そういうものに対する対策をとっていかねばいけないと思います。

○由岐事務局長 基本的にやっぱり性善説に立っておりまして、大学人が大学改革しない限り、周りから幾らやっても本当はいい法科大学院できないわけですから、残念ながら性悪説に立つのは、最後先生に伝家の宝刀で、できるなら性善説に立っていただきたいというお願いでございます。

○川端委員 それでいいのですけれども、設置基準違反がないかどうかを監視する役割というのはあるわけで、ここはやらざるを得ないのです。自己評価に任せる、自己改善に任せるというわけにいかない。だから、常に客観的にいわば捜査をしなければならないという部分は残ってしまう。そこは押さえておかないといけない。

○長谷川委員 阿部さんがおっしゃっていましたが、例えば今回裁判官の評価制度が新しく取り入れられますけれども、そのとき評価について第三者の意見を聞くという、情報収集するという方法をとられたわけです。それで、裁判官のことをよく知っているのは弁護士であり、それから検察庁の人たちでしょう。そういう人たちからの情報収集をするという方がとられたわけですが、何らかの形でその大学に関係している人たちからの意見を聞くとか情報収集するという方法はあるのではないかと。自己評価というのは、どうしてもやっぱり自分のことはよく書く。だれも自分のことは悪く書かないわけで、それが本当に客観的なのかどうかというのは、もう一つの仕組みというのが必要なのではないかなと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。性善説に立つか性悪説に立つかは別として、やるべきことはやらなければいけないのではないかという気はいたします。

時間もほとんどなくなってまいりましたので、最後の法科大学院訪問調査に関する報告とお願いでございますが。

○飯田副委員長 資料 17 をごらんいただきたいと思います。検討を始めるときに、少なくとも 30 校については主な大学院を訪問しようという計画を立てておまして、12 月 12 日に訪問調査の願いという書面を発送しました。現在十数校から問い合わせが来ておまして、年内、年末、年明けから 2 月ぐらいにかけてできるだけたくさんの方を訪問したいと思っております。その関係で、この委員会の委員になってくださっている大学の先生方の方にもご訪問させていただきますので、そのときにはぜひともご協力お願いしたいと思っております。それぞれの法科大学院がどういう点を評価に期待しているか、その点を我々は取り入れて聞いてきたい。それを踏まえた評価事業に反映できるようにしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○柏木委員長 次回は。

○飯田副委員長 次回は 1 月 21 日の水曜日、1 時から 3 時でございます。

○柏木委員長 ということで、きょうのところはほかにご意見ございますでしょうか。それでは、長時間ありがとうございました。またぜひ皆様方のご協力をお願いいたします。きょうはこれで閉会いたします。ありがとうございました。